

商業代理店法施行規則  
(仮訳)

## 商業代理店法施行規則

### 第1章 総則

#### 第1条

商業代理店法及びその改正法の適用において、商業代理店とは、事業を行うために、製造者又はその本国における代理人と契約を締結するすべての者を意味するものとし、あらゆる種類の利潤、手数料その他の利益を対価とする、エージェント又はディストリビュータのすべての形態をとることができ、海上、航空及び陸上輸送の代理店その他の商業大臣によって定められた代理店を含むものとする。

エージェント又はディストリビュータは、エンドユーザーに対して直接法的責任を負うことを条件として、その対象地域内において、サブディストリビュータと契約を締結することができる。

外国の契約者とそのサウジアラビア代理店との関係に関する法律（ヒジュラ暦 1398 年 1 月 20 日付勅令第 2 号によって公布）において定めるサービス代理店<sup>1</sup>については、同法のすべての規定を適用する<sup>2</sup>。

#### 第2条

自然人であるか法人であるかを問わず、非サウジアラビア人は、サウジアラビアにおいて、商業代理店として事業を行うことができないものとする。商業代理店として事業を行うサウジアラビア企業は、純粋にサウジアラビア資本でなければならないものとし、かつ、役員会の構成員、マネージャー及び当該企業を代表して署名する権限を有する者の全員が、サウジアラビア人でなければならない。

#### 第3条

エージェント及びディストリビュータは、代理店契約期間中及びその終了後 1 年間又は新しい代理店の選任までのいずれか早い時点まで、以下の事項について責任を負うものとする。ただし、保守業務及び予備部品に関する商業代理

---

<sup>1</sup> 訳者注：Services Agency。

<sup>2</sup> 訳者注：同勅令は、ヒジュラ暦 1427 年 9 月 4 日（西暦 2006 年 9 月 27 日）付勅令第 58 号により公布された政府入札及び調達に関する法（the Government Bids and Procurement Law）により廃止された。

店法の規定及び決定を妨げないものとする。

1. 代理店契約の対象製品について、エンドユーザーが通常かつ継続的に必要とする予備部品を合理的な価格で供給できるように常時確保しておくこと、及び、他のまれにしか注文されることがない予備部品について、エンドユーザーが注文した日から 30 日以内に供給できるようにしておくこと。
2. サウジアラビアで適用される標準仕様に配慮して、製品に必要な保守業務を合理的な費用で確実に行うことができるようにしておくこと、並びに、製造者が通常定める品質及び諸条件を保証すること。

前 2 項の規定は、エージェント又はディストリビュータではない輸入業者に対しても適用されるものとする。また、前 2 項の規定は、営利目的で直接的又は間接的に職業として販売を行うすべての者に対しても適用されるものとする。前 2 項の規定に違反した者には、エージェント及びディストリビュータに対して適用される罰則と同様の罰則規定が適用されるものとする。

3. 代理店契約の対象製品に関して外国投資家から提出された保証書上の条件及び立場を守ること。
4. 保険、船舶輸送、運送及び通関に関する書類に加えて、製造者からの購入価格を示す書類を、販売を行う施設に備え置くこと。

#### **第 4 条**

エージェント又はディストリビュータは、文書、契約書、広告及び正式な請求書において、代理店の名称、住所、種類、対象地域並びに商業代理店登記簿及び商業登記簿における登記番号を記載する責任を負うものとする。

#### **第 5 条**

エージェント及びディストリビュータは、違反を取り締まる担当職員がその職務を遂行することを可能とし、本施行規則の規定の範囲内で、当該職員に協力し、その質問に答えなければならない。

### **第 2 章 登記に関する規定**

#### **第 6 条**

本目的のために商工業省によって設けられる商業代理店登記簿に登記された

者でなければ、エージェント又はディストリビュータの事業を行うことはできないものとする。登記申請は、契約の効力発生日から 3 か月以内に、付属書類を添付して、商工業省次官又は商工業省支局へ行うものとする。商工業省支局は、登記申請を受理した場合、担当部局が契約及び付属書類について登記適合性を検討するために、直接、商工業省次官へ回付するものとする。

## **第7条**

非サウジアラビア人である場合、又は、商業代理店法及び本施行規則に適合しない申請書類である場合、登記できないものとする。登記申請を却下された者は、却下理由の通知を受けた日から 1 か月以内に、商業大臣に異議を申し立てることができる。その場合、当該申請は、異議申立書に記載しなければならない異議理由に従って再審査されるものとする。異議申立てについての商業大臣の決定は終局的なものとする。

## **第8条**

エージェント又はディストリビュータの登記申請書には、下記の事項が記載されていることを要する。

1. 自然人であるか法人であるかを問わず、エージェント又はディストリビュータの名称
2. 申請者に代理店業務を行う権利を認める商業登記番号（本省・支局を問わない）
3. エージェント又はディストリビュータの住所
4. 販売を行う施設の責任者又は署名の権限を有する者の氏名
5. 契約書に記載された製品及びサービスの種類及び名称
6. 外国投資家の名称及び国籍
7. 外国投資家の本店の住所
8. 契約書に記載された製品を製造する工業・農業の中心施設の住所
9. 契約の対象地域及び対象期間

## **第9条**

エージェント又はディストリビュータの登記申請は、下記の付属書類が添付されていない場合は、受理されないものとする。

1. エージェント契約又はディストリビュータ契約の正本及び副本（正本は、適式に監督官庁に認証されたものとする）。
2. 契約書及びその他の文書が外国語で記載されている場合、これらの文

書の認証されたアラビア語翻訳文。

3. 本省又は支局における商業登記簿の謄本。なお、当該商業登記簿は、エージェント又はディストリビュータとしての事業を行うことを認める内容のものとする。
4. 自然人であるか法人であるかを問わず、申請者がサウジアラビア人であること、又は、純サウジアラビア資本であること及び会社を代表して署名権限を有する者又は経営権を有する者がサウジアラビア人であることを内容とする、申請者が記載した書面。
5. 商工会議所に対する会費の支払証明書。

## **第10条**

エージェント契約又はディストリビュータ契約は、以下の要件を満たさなければならない。

- (a) 本国において外国投資家又は本国における外国投資家の代理人との間で締結されたものであること。
- (b) 当事者間の権利義務とともに、両当事者のエンドユーザーに対する保守業務及び予備部品に関する義務について適切に規定していること。

## **第11条**

エージェント契約又はディストリビュータ契約には、以下の事項を記載しなければならない。

1. 両当事者の法的能力及び国籍
2. 対象事項、対象地域、対象とする事業活動、サービス及び製品
3. 契約期間及び契約更新の方法
4. 契約の解除及び契約期間満了による終了

契約には、サウジアラビアにおいて効力を有する法令に反しない限り、他の条項を規定することができる。

## **第12条**

形式面及び実質面の双方について登記要件を充足することを確認した後に、次官及びその授権を受けた者は、登記を承認するものとする。書面は商業代理店登記簿に参照され、登記手数料を納付した後に登記が有効となる。

当該登記簿には、連続した番号を付すものとする。各ページに一つの番号を付し、当該番号を登記番号とする。これにより、1つのエージェント又はディストリビュータに対して登記及び登記番号が複数存在し得ることとなり、各々のエージェント契約又はディストリビュータ契約が異なる登記番号を付されることとなる。登記には、エージェント契約又はディストリビュータ契約の詳細な説明が記載されるものとし、エージェント又はディストリビュータは、各登記につき登記証明書を交付されるものとする。

### **第13条**

エージェント又はディストリビュータは、登記証明書の発行日から1か月以内に、商業登記簿に登記をするために、管轄の商業登記所に対して申請をしなければならない。代理店がサウジアラビア全域を対象地域とするときは、エージェント又はディストリビュータの主たる商業登記の存在する地で上記の登記をなすものとする。

### **第14条**

商業代理店登記簿の登記事項に変更があった場合、関係者は、変更が生じた日から1か月以内に、変更の理由を説明した上で、変更を登記するための申請をしなければならない。

商業代理店登記簿の登記事項の変更は、変更事項を登記することにより、また新規追加事項の場合には新規追加事項を記録することにより、有効となるものとする。当該変更又は新規追加を行った場合は、登記証明書の記載を変更した上で、これを商業登記簿においても登記しなければならない。

### **第15条**

各契約の商業代理店登記簿への登記手数料は、ヒジュラ暦1393年3月20日付勅令第M/8号に従い、自然人であるか法人であるかを問わず、500サウジ・リヤルとする<sup>3</sup>。

---

3 訳者注：商業代理店法第5条に定められた手数料と本条に定められた手数料に違いがあるが、商業代理店法第5条に定められた手数料は改正されており（ヒジュラ暦1393年3月16日（西暦1973年4月20日）付閣議決定第302号）、2010年2月10日現在においては本条に定められた手数料が適用される。

## **第3章 登記の抹消**

### **第16条**

商業登記法上の抹消に関する規定の範囲内で、商業代理店登記簿上の登記は、以下の場合に抹消されるものとする。

1. 自然人であるか法人であるかを問わず、代理店が代理店事業を取りやめた場合。
2. エージェント契約又はディストリビュータ契約が更新又は延長されることなく終了した場合。
3. エージェント又はディストリビュータが、商業代理店法及びその改正法に定められる要件を満たすことができない場合。

登記の抹消は、登記簿のページの全記載事項にかかるように2本の赤い斜線を引き、かつ、理由欄に抹消の理由を記載することにより、有効となるものとする。

### **第17条**

抹消を必要とする事由が確認され、かつ、関係者からの聴聞が終わった後1か月以内に、関係者が抹消の申請をしたときは、登記抹消の行政処分がなされるものとする。

関係者は、登記通知書により、当該処分を通知されるものとする。

### **第18条**

登記抹消の行政処分に対して、関係者は、処分通知の日から1か月以内に、異議理由を記載して商業大臣に異議を申し立てることができる。異議申立てについての商業大臣の決定は、終局的なものとする。

## **第4章 違反及び罰則**

### **第19条**

商業大臣は、商業代理店法及び本施行規則の違反の確認権限を有する執行官を任命するものとする。執行官は、司法捜査の資格を有するものとし、立入り、調査、捜査、差押調書の作成、関係者からの事情聴取、文書の取調べその他の捜査手続をなす権限を有するものとする。

## **第20条**

商業登記法その他サウジアラビアにおいて効力を有する一切の法令の効力を妨げることなく、商業代理店法及びその改正法並びに本施行規則の規定に違反した者は、5,000 サウジ・リヤル以上 5 万サウジ・リヤル以下の罰金に処する。上記の刑罰は、違反者の費用負担で当該地方の新聞のうち 1 紙において公表されるものとする。ただし、被害者の損害賠償請求権を妨げるものではない。

違反者が、非サウジアラビア人又は非サウジアラビア人のパートナーが存在するサウジアラビア企業である場合は、上記の罰金に加えて、事業清算の行政処分を行い、かつ、場合により無期限又は一定の期間、商業活動を行うことを禁止するものとする。内務大臣は、裁定された刑罰を踏まえて、非サウジアラビア人に国外退去を命じることができるものとする。商業省は、内務大臣に対して、当該非サウジアラビア人又は非サウジアラビア人パートナーを通報するものとする。

## **第21条**

商業大臣の決定により、商業代理店法及びその改正法に規定される罰則を適用するために、3 人の委員から成る委員会を設置するものとする。委員のうち少なくとも 1 人は法律家であることを要する。

当該委員会の決定に対して、異議申立人又はその代理人が通知を受けた日から 15 日以内に、商業大臣に異議を申し立てることができるものとする。異議の申立てがない場合は、当該猶予期間が経過し、かつ、商業大臣が承認したときに、上記決定は確定するものとする。

## **第5章 経過規定**

### **第22条**

本施行規則の発効日において事業を行っているエージェント又はディストリビュータは、既に商業代理店登記されているか否かを問わず、本施行規則の発効日から 1 年以内に、本施行規則の規定に従って、商業代理店登記の申請をしなければならない。当該猶予期間経過後は、商業代理店登記が発効した後でなければ、事業を行ってはならないものとする。

既に商業代理店登記がされている代理店は、代理店契約が有効であることを確認できる書面及び商工会議所に対する会費の支払証明書を、申請書に添付す



れば足りるものとする。

### **商業代理店登記手続**

- (a) エージェント契約又はディストリビュータ契約の登記申請書は、所定の様式で、すべての記載事項を記入した上で、エージェント契約又はディストリビュータ契約の発効日から 3 か月以内に、提出するものとする。
- (b) 登記申請書には、適式に監督官庁に認証された、エージェント契約又はディストリビュータ契約の正本及び副本を添付するものとする。
- (c) 契約書正本が外国語で記載されている場合、認可を受けている翻訳事務所による、契約書正本のアラビア語翻訳文、及び、外国語で記載されている契約書の添付書類のアラビア語訳を添付するものとする。
- (d) エージェント又はディストリビュータとしての活動を認める、本省又は支局における商業登記の写しを添付するものとする。
- (e) 自然人であるか法人であるかを問わず、申請者による、サウジアラビア人であること、又は純サウジアラビア資本であって経営及び署名権限者がサウジアラビア人であることに関する承認文書を添付するものとする。
- (f) 商工会議所に対する会費の支払証明書を添付するものとする。

申請者は、指定様式に記入しなければならないものとし、当該指定様式には代理店、外国投資家及び契約等の事項を含む。すべての書面は、関係者によって署名された後、権限者の印又は社印を押印されなければならない。その後、登記申請で要求されるすべての書面は、本施行規則のとおり、正式に確認されるものとする。加えて、商業代理店登記簿への登記を承認する際には、上述の登記手数料は登記前に徴収されるものとし、商業代理店登記簿への登記証明書が発行されるものとする。

エージェント又はディストリビュータは、登記証明書の発効日から 1 か月以内に、当該証明書を商業登記簿に登記するために、本施行規則のとおり当該証明書を管轄の商業登記所に提出しなければならない。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりました）

ん)。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。